2）四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

3）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

4）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

5）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

1）平成14年度以降に元請けとして、以下に示すア）及びイ）の工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ア）基礎型式が鋼管矢板基礎で杭長が27m以上の工事の施工実績を有すること。

イ）鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）。

なお、ア）及びイ）は同一工事でなくても良いが、別工事の場合はア）の条件を満たす工事とイ）の条件を満たす工事の実績を有すること。ただし、杭長とは杭完成後の長さとする。

また、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

2）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

3）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６(1)１）の認定（６(1)１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６(1)１）の認定を受けていない構成員が６(1)１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６(1)１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６(1)１）の認定又は６(1)１）の一般競争参加資格がないとの認定（６(1)１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成29―31年度　新町川橋下部（その１）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」及び「平成29―31年度　新町川橋下部（その２）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑶　「平成29―31年度　新町川橋下部（その１）工事」及び「平成29―31年度　新町川橋下部（その２）工事」は、一括審査対象工事であるため、いずれかのみの申請は認めない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 29 年 10 月 27 日

北海道開発局開発監理部長　角南　国隆

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

北海道開発局行政情報システム運用管理支援業務　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成29年11月17日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目　北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ　佐光　　敦　電話011―709―2311 内線5247

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成29年10月27日から平成29年11月17日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Support on operation and management of assistant systems for administrative affairs 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 p.m. 17 November 2017

⑷　Contact point for the notice : Atsushi Sakou, Contract Section, Accounting Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8-Jo, Kitaku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5247

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 29 年 10 月 27 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部長　根本伸一郎

◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08

○第 29―1209― 1 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等物品及び数量　平成30年度大型格納容器実験装置冷却水ループ等の製作　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成29年11月17日15時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第１課　電話080―4627―3501

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成29年10月27日から平成29年11月16日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。